

## 「量の見込み」の設定方法（案）

### 1. 「教育・保育」の「量の見込み」

#### (1) 3号認定（0歳家庭のみ）

##### ＜設定にあたっての考え方＞

- ・国の算出方法により推計した量の見込みと現在の利用状況等が大きく乖離する区分。
- ・アンケート調査の回答結果や現在の利用状況等を考慮し、次のとおり量の見込みを補正する。

#### ①国の算出方法による量の見込みの推計

平成26年度当初の児童数をもとに、国の算出方法を用いて量の見込みを推計する。

#### ②アンケート調査の回答結果を活用した量の見込みの補正

アンケート調査「問15-3」の回答結果を活用し、量の見込みを補正する。

⇒アンケート調査において、教育・保育を定期的に利用していないと回答した人のうち、「1歳以上」になってから利用したいと回答した人の割合を算出し、国の算出方法により推計した量の見込みから控除する。

⇒ただし、上記回答した人のうち、「利用したいが、保育・教育の定員に空きがない」を同時に選択回答している場合は、潜在ニーズとして残す。

#### ③区域間での量の見込みの調整

実際の利用児童数等や区域外の利用を考慮し、区域間で量の見込みを最終調整する。

⇒補正後の量の見込みと、平成25年度末時点（平成26年3月時点）の保育所入所児童と待機児童（以下、「利用児童数等」という。）を比較し、利用児童数等が量の見込みを上回る場合は、量の見込みを利用児童数等に合わせる（上乘せ）。

⇒上乘せした量の見込み分は、区域外からの利用割合を考慮し、他の区域の量の見込みから控除する。

#### ＜参考＞※アンケート調査票「問15-3」

問15で「2.利用していない」に○をつけた方いかがいます。

利用していない理由は何ですか。主な理由として当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1.（あて名のお子さんの母親または父親が就労していないなどの理由で）利用する必要がない
2. あて名のお子さんの祖父母や親戚の人がみている
3. 近所の人や父母の友人・知人がみている
4. 利用したいが、保育・教育の定員に空きがない
5. 利用したいが、経済的な理由で利用できない
6. 利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない
7. 利用したいが、質や場所など、納得できる事業がない
8. 子どもがまだ小さいため（ ）歳くらいになったら利用したい

※（ ）内に数字でご記入ください

9. その他（ ）

(2) 3号認定（1・2歳家庭のみ）

＜設定にあたっての考え方＞

- ・国の算出方法により推計した量の見込みと利用児童数等を比較すると、量の見込みが相当数上回る区分であるが、育児休業明け等の影響により、待機児童も発生しやすい傾向。
- ・基本的には、国の算出方法による量の見込みを市全体枠として活用する。
- ・ただし、区域外の利用等を考慮し、区域間で量の見込みを調整する。

⇒区域B・Cにおいて区域外の利用が多いため、利用児童数等が量の見込みを上回ることから、利用児童数等に量の見込みを合わせる。

⇒区域B・Cで上乗せした量の見込みは、区域Aから控除する。

(3) 1号認定及び2号認定（幼稚園のみ）

＜設定にあたっての考え方＞

- ・国の算出方法により推計した量の見込みと定員数を比較すると、量の見込みが相当数上回る区分であるが、現在の受入れ状況を考慮すると、量の見込みと乖離するのは妥当。
- ・国の算出方法による量の見込みをそのまま活用する。

(4) 2号認定（幼稚園希望除く）

＜設定にあたっての考え方＞

- ・国の算出方法により推計した量の見込みと利用児童数等を比較すると、量の見込みが相当数上回る区分であるが、育児休業明け等の影響により、待機児童も発生しやすい傾向。
- ・基本的には、国の算出方法による量の見込みを市全体枠として活用する。
- ・ただし、区域外の利用等を考慮し、区域間で量の見込みを調整する。

⇒区域B・Cにおいて区域外の利用が多いため、利用児童数等が量の見込みを上回ることから、利用児童数等に量の見込みを合わせる。

⇒区域B・Cで上乗せした量の見込みは、区域Aから控除する。

## 2. 「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」

### (1) 時間外保育事業（延長保育）

#### <設定にあたっての考え方>

- ・国の算出方法により推計した量の見込みと、現在の利用状況が大きく乖離する事業ではあるが、保育所等の在園児を対象とした事業であり、保育の量の見込みと比較すると補正の必要がある数ではない。
- ・国の算出方法による量の見込みをそのまま活用する。

### (2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

#### <設定にあたっての考え方>

- ・低学年（1～3年生）の量の見込みについては、これまでの利用実績と今後の推計児童数をもとに量の見込みを推計していることから、量の見込みは補正しない。
- ・高学年（4～6年生）については、市内小学校の就学児童のうち3～5年生を対象としたアンケート調査の結果をもとに量の見込みを推計している。（利用率17.1%で推計）しかしながら、現在、本市では高学年の児童クラブを実施しておらず、本市の状況だけでは量の見込みが適正かどうか判断が難しい。
- ・厚生労働省が全国の量の見込みに関する調査を実施しており、当該調査結果及び近隣市町の高学年の利用状況をもとに、高学年の利用率を10%として量の見込みを補正する。

<参考>厚生労働省による全国の量の見込みに関する調査の集計結果（平成26年4月）

#### 【全国平均】

|              | 低学年（1～3年生） | 高学年（4～6年生） |
|--------------|------------|------------|
| 利用意向率（5歳児調査） | 34.1%      | 17.8%      |
| 利用意向率（就学児調査） | 26.9%      | 12.3%      |

#### 【都市部（指定都市・中核市）平均】

|              | 低学年（1～3年生） | 高学年（4～6年生） |
|--------------|------------|------------|
| 利用意向率（5歳児調査） | 35.2%      | 17.3%      |
| 利用意向率（就学児調査） | 28.4%      | 12.5%      |

#### 【一般市町村（指定都市・中核市以外）平均】

|              | 低学年（1～3年生） | 高学年（4～6年生） |
|--------------|------------|------------|
| 利用意向率（5歳児調査） | 33.3%      | 18.1%      |
| 利用意向率（就学児調査） | 25.9%      | 12.1%      |

<参考>近隣市町における高学年（4～6年生）の利用状況（平成26年4月1日）

| 自治体 | 入所率  |
|-----|------|
| A   | 6.8% |
| B   | 7.7% |
| C   | 9.0% |

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

＜設定にあたっての考え方＞

- ・国の算出方法により推計した量の見込みを、利用実績が上回っている。
- ・利用実績を考慮し、量の見込みを現在の利用実績まで引き上げる補正を行う。

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育てプラザ）

＜設定にあたっての考え方＞

- ・国の算出方法により推計した量の見込みを、利用実績が上回っている。
- ・利用実績を考慮し、量の見込みを現在の利用実績まで引き上げる補正を行う。

(5) 一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

＜設定にあたっての考え方＞

- ・国の算出方法により推計した量の見込みと現在の利用状況等が大きく乖離する事業。
- ・量の見込みのうち、1号認定の見込みは補正しない。
- ・2号認定（幼稚園）の見込みについて、現在の利用状況などを勘案し、アンケート調査（問8）の回答結果を活用しながら、本来必要な量の見込みへ補正する。

⇒対象となる回答者（2号認定）のうち、日常的、緊急時もしくは用事の際に祖父母等の親族にみてもらえると回答した割合を、量の見込みから控除する。

②その他の一時預かり（保育所等）

＜設定にあたっての考え方＞

- ・国の算出方法により推計した量の見込みと現在の利用状況等が大きく乖離する事業。
- ・量の見込みについて、現在の利用状況などを勘案し、アンケート調査（問8）の回答結果を活用しながら、本来必要な量の見込みへ補正する。

⇒対象となる回答者のうち、日常的、緊急時もしくは用事の際に祖父母等の親族にみてもらえると回答した割合を、量の見込みから控除する。

＜参考＞※アンケート調査票「問8」

日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる
2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる
3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる
4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる
5. いずれもない

(6) 病児・病後児保育事業

<設定にあたっての考え方>

- ・国の算出方法により推計した量の見込みと現在の利用状況等が大きく乖離する事業。
- ・量の見込みについて、現在の利用状況などを勘案し、アンケート調査（問8）の回答結果を活用しながら、本来必要な量の見込みへ補正する。

⇒対象となる回答者のうち、日常的、緊急時もしくは用事の際に祖父母等の親族にみてもらえると回答した割合を、量の見込みから控除する。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

<設定にあたっての考え方>

- ・国の算出方法により推計した量の見込みを、利用実績が上回っている。
- ・利用実績を考慮し、量の見込みを現在の利用実績まで引き上げる補正を行う。

(8) 利用者支援事業

<設定にあたっての考え方>

- ・当該事業については、アンケート調査の結果によらずに推計するとされている。
- ・子ども・子育て支援新制度において、多岐に亘る事業から最適な事業を利用者につなぐ支援を行う事業として新規に創設される事業。
- ・新制度をスタートするにあたり、各事業の受付・相談を行っている本庁において1か所設置することを目標として設定する。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

<設定にあたっての考え方>

- ・当該事業については、アンケート調査の結果によらずに推計するとされている。
- ・当該事業の対象児童は、市内の全ての出生児童であることから、推計児童数を量の見込みとして設定する。

(10) 養育支援訪問事業

<設定にあたっての考え方>

- ・当該事業については、アンケート調査の結果によらずに推計するとされている。
- ・今後の対象児童数については、これまでの利用実績をもとに推計し、量の見込みとして設定する。

(11) 妊婦健診事業

<設定にあたっての考え方>

- ・当該事業については、アンケート調査の結果によらずに推計するとされている。
- ・当該事業の対象児童は、市内の全ての出生児童の母親であることから、推計児童数を量の見込みとして設定する。